

## 甲賀市ホームページ広告表現ガイドライン

平成20年6月10日

### (目的)

第1条 甲賀市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に民間事業者等のバナー広告を掲載するにあたっては、その広告表現について、甲賀市広告掲載要綱（平成19年12月28日甲賀市告示第82号）、甲賀市広告掲載基準（平成19年12月28日）及び甲賀市ホームページ広告取扱要領に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザービリティを保持するため、以下の各条の事項に留意しなければならない。

### (禁止表現)

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えたりするおそれがあるため禁止する。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス(入力できるように見えるもの)
- (5) プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)
- (6) 下線を設けたり、シャギーを際立たせるなどして、テキストリンクを模倣していると思われるテキスト表現

### (G I Fアニメ)

第3条 G I Fアニメを用いる場合は、利用者に不快感を与えないようにするため、次のとおりとする。

- (1) コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは禁止とする。
- (2) 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を2秒以上とする。
- (3) その他画面が点滅するものは、点滅間隔を100分の40秒以上とする。

### (市ホームページとの区別)

第4条 次の表現については、利用者が市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 市ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 「お年寄りのための施設ガイド」「教育相談」など市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、利用者が甲賀市の事業であると誤解しやすいもの

(3) 事業者の名称又は商品及びサービスの名称が書かれていないもの  
(色調)

第5条 文字色と背景色のコントラスト(明度差)は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第6条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

付則

このガイドラインは、平成20年6月10日から施行する。